

平成26年5月1日

並行在来線に関する北海道との基本合意締結について

北海道と北海道旅客鉄道株式会社は、江差線（五稜郭駅～木古内駅間）の運営を担う第三セクター鉄道会社の安全運行体制の構築及び並行在来線に対する協力内容に関し、書面で基本合意を締結しました。

記

1. 基本合意（書面）の締結

平成26年4月30日（水曜日）

※北海道知事－北海道旅客鉄道株式会社社長

2. 基本合意の概要（別紙のとおり）

①安全運行体制の構築

- ・国からの事業改善命令等に基づく必要な措置を実施すること。
- ・経営分離前までの期間、譲渡資産に対する必要な検査と修繕を確実に実施すること。
- ・定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度協議すること。

②並行在来線に対する協力内容

- ・鉄道施設の譲渡額を16億円程度とすること。
- ・開業前に必要となる施設等の改修・整備及び出向社員の一部人件費について、譲渡額と同額程度を北海道旅客鉄道株式会社が負担すること。
- ・三セク鉄道会社のプロパー社員の人材育成に協力すること。
- ・事故、災害時には、要員派遣や応復旧資材などで相互に協力すること等14項目について合意する。

並行在来線に関する北海道との基本合意について

1. 目的

北海道からの要請に基づき、「①並行在来線における安全運行体制の構築」と「②並行在来線に対する協力内容」に関する基本事項について文書で確認を行う。

2. 基本合意締結日

平成26年4月30日(北海道知事－当社社長)

3. 基本合意内容

①並行在来線における安全運行体制の構築

項目	内容
1 安全運行体制の構築	当社は「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」に基づき、経営分離までに、鉄道施設の管理及び社員の安全教育など輸送の安全に係る必要な措置を実施する。
2 譲渡資産の保全	当社は経営分離までの期間、必要な検査と修繕を確実に実施するとともに、平成24年4月及び9月に江差線釜谷・泉沢間で発生し運輸安全委員会において調査中のJR貨物江差線列車脱線事故について、今後示される調査結果に基づき、当社の責任において経営分離までに鉄道施設に対する必要な対策等を実施する。
3 その他	定めのない事項又は疑義が生じた事項については協議する。

②並行在来線に対する協力内容

項目	内容
1 鉄道資産の譲渡	譲渡額は16億円程度
2 不用資産の撤去	撤去費用は当社の負担
3 施設等の改修・整備	改修・整備の一部について当社の負担で実施(実施内容は協議)
4 出向社員の人件費負担	出向社員の人件費の一部を当社が負担
5 当社の負担総額	3と4の当社の負担総額は譲渡額と同額程度
6 人材育成に対する協力	人材育成を目的とした教育訓練等の協力
7 災害時等の対応	要員派遣や応復旧資材の提供など相互に協力
8 協力体制の整備	グループ会社の体制の整備などについて協力
9 技術協力	技術に関する相互協力
10 運行管理業務の円滑な移行	開業当初に限り運行管理業務の一部を当社に委託
11 函館・五稜郭間への乗り入れ	当社が三セクの車両・乗務員により函館・五稜郭間を運行
12 乗継割引制度	割引定期乗車券や割引企画回数券を導入
13 共同使用料等	共同使用料等を抑制できるよう効率的な運営方法を検討
14 その他	定めのない事項又は疑義が生じた事項について